

令和 8 年度京都保育の魅力発信キャンペーンに係る ウェブサイト・Instagram 運営等業務 仕様書

1 業務名

令和 8 年度京都保育の魅力発信キャンペーンに係るウェブサイト・Instagram 運営等業務

2 業務目的

中学生、高校生、保育士養成校を含む大学生の他、保育士免許を取得しているものの保育士として従事していない方（潜在保育士）に、保育の魅力や、保育士就職において役立つ情報を伝え、京都の保育人材の確保につなげることを目的に、「ほいなびウェブサイト及び Instagram（以下「ほいなび」という。）」の整備及び運営を行う。

なお、ほいなびの整備・運営業務は、次の重点方針を踏まえて行うこととする。

<重点方針>

- (1) 保育現場での子どもと保育者の実体験から生まれる「心の成長」や「気づき（心度）」を捉えた情報発信を強化すること
- (2) 中学生・高校生・保育士養成校の学生向けの Q&A、動画等、理解しやすいストーリー型のコンテンツを拡充するなど、若年層・潜在保育士へのアプローチを強化すること
- (3) 保育者の言葉や子どもの日常の瞬間など、現場の実感が伝わる発信を強化すること
- (4) 「京都で保育をめざす・続ける」ための伴走型プラットフォームとなるよう保育士をめざす段階から就職後まで継続的に利用できるコンテンツを整備すること
- (5) 府内の保育情報（自治体、園、保育士養成校、高校等）を一元的に扱う信頼性の高いポータルとして位置づけられるよう、発信した情報が京都の保育の魅力として継続的に蓄積される内容とすること

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務の目標

下記中間基本指標①から⑤を含めた、令和 8 年度末を目標年とする K G I（Key Goal Indicator：重要目標達成指標）、K S F（Key Success Factor：重要成功要因）、K P I（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）等を設定し、その設定理由を示すと

ともに、それらの達成手段及び計測方法について、下記の点を踏まえ提案すること。

中間基本指標	期限	最終基本指標	期限
<ウェブサイト> ① セッション数 5万件	令和8年 10月末	① セッション数 10万件	令和9年 3月末
<Instagram> ② 到達人数 20万人 ③ 保存数 30保存 ④ 新規フォロワー数 100人 ⑤ Instagramからウェブサイトへのアクセスユーザー数 100件		② 到達人数 40万人 ③ 保存数 60保存 ④ 新規フォロワー数 200人 ⑤ Instagramからウェブサイトへのアクセスユーザー数 200件	

5 業務の内容（ウェブサイト）

（1）業務の概要

- ア ウェブサイトの運用・保守サービス
- イ 既存ページについて、より情報が伝わりやすい構成・デザイン・内容にリニューアル
- ウ 新規コンテンツの企画立案・構築
- エ その他サイトの掲載情報の更新や軽微な改修

（2）ウェブサイトの主な掲載内容

- ア 保育士の仕事の魅力解説ページ
- イ 京都府・京都市の保育人材センター等各種相談窓口の紹介
- ウ 就職先となる府内保育所・認定こども園の情報の一覧表
- エ 就職先となる府内保育所・認定こども園の情報の個別ページ（写真等を掲載）
- オ 各種イベント情報
- カ SEO対策記事
- キ その他、2の目的を達成するために必要と考えられる内容

（3）ウェブサイトの要件について

- ア ウェブサイト運用要件
 - （ア） 5（2）の目的を達成するためのシステムであること。
 - （イ） 独自ドメインを取得すること。

- (ウ) パソコン (Microsoft Edge、Chrome、Firefox 及び safari に対応すること) とスマートフォン (Android (最新バージョン) 及び iOS (最新バージョン) に対応すること)、それぞれの表示に対応したウェブサイトを作成すること。
- (エ) 管理者による一元管理ではなく、関係する保育団体などシステムに関わる他の主体でも自らページの更新ができる仕組みとすること。
- (オ) ウェブサイト上で提供する情報を、利用者が Instagram、Facebook や X (旧 : Twitter) などのソーシャルメディアにシェアできる機能を搭載すること。
- (カ) ウェブサイトに初めてきた方に向けて、どのようにウェブサイトを使用すればよいかを解説したページを作成すること。
- (キ) 障害性を考慮してサーバ機器及びネットワーク機器は、冗長化構成を採用し、一部機器に障害や異常が発生しても、サービス提供時間内は継続したシステム利用が可能であること。また、複数台の WWW サーバにより耐障害性とスケーラビリティを確保していること。
- (ク) サーバ管理、ネットワーク機器のバージョンの維持管理、最新セキュリティパッチ等を適用していること。
- (ケ) データの更新頻度に応じて、定期的に全データをバックアップしていること。
- (コ) 万が一障害が発生した場合、障害発生時直前までのデータ復旧が可能なこと。
- (サ) 各種ログは、電子メディアで記録、保管することとし、不正アクセス等が発生した際に参照できるようにしておくこと。
- (シ) ウェブサイトで活用する有料プラグイン (Advanced Custom Fields Pro 及び WP All Export Pro) を継続、若しくは、同等の機能を維持するために必要に応じて改修・設定を行うものとする。なお、新たにプラグインを導入する際は、現行のウェブサイトとの互換性を確認した上で導入するものとし、有料プラグインの費用については、受託者の負担とする。

イ セキュリティ要件

- (ア) 不正アクセス検知システム、FireWall 等を導入し、不正アクセスに対する監視を行い、情報漏えい等のサービス品質低下等の重大なトラブルを事前予防すること。
- (イ) ウェブサイトに対し不正アクセス等があった場合に、速やかに対応されること。

ウ データセンターの仕様

- (ア) 国内で運用されること。
- (イ) 大型 UPS、自家発電装置による無停電環境を確保していること。

- (ウ) ネットワークは二系統以上の経路を確保していること。
- (エ) 電源は本線、予備線の二系統以上の経路を確保していること。
- (オ) 消火設備を確保していること。
- (カ) 入退室管理をしていること。

エ 構成

利用者の誰もが目的の情報に簡便に、かつ、快適にたどり着ける構成とすること。

(4) システムの保守サービス要件について

次の要件を満たす保守サービスの実施を前提とすること。

ア 保守全般

- (ア) システムに重大な不具合が発見された場合、緊急でアプリケーションパッチをリリースしシステムへ適用すること。
- (イ) OS を含め、ソフトウェアのバージョンアップ状況、修正モジュールリリース等、至急に更新が必要と考えられる場合は随時報告し必要な対応を実施すること。

イ サポート窓口設置

- (ア) 緊急障害時の問合せ窓口を開設すること。
- (イ) システム利用者向けに問合せ窓口（ウェブサイト、メール）を開設すること。
- (ウ) システムに障害が発生した場合、直ちに障害の区分けを行い、復旧回復のために必要な措置を行うこと。

(5) 新規コンテンツの企画立案・構築について

ア 園詳細ページについては、動画・写真など、ユーザーが園の雰囲気把握できる要素を積極的に掲載する。

イ 第三者評価情報（※1）及び福祉人材認証制度（※2）については、園の運営状況や保育の質を客観的に把握できる指標となることから、評価の有無、認証状況について園詳細ページにアイコン等で掲載する。

ウ 園見学への申込等、園詳細ページから求職者が園へ直接連絡・相談できる仕組みを整える。

あわせて、園詳細ページ内の園見学申込ボタン（リンク）のクリック数、申込完了数を計測し、月次で可視化・報告する。

これにより、発信内容が求職者の行動にどの程度つながったかを把握し、園見学促

進及びウェブサイトの改善に活用する。

エ 学生向け・中高生向け・潜在保育士向けの新規コンテンツについて（既存コンテンツも必要に応じ）、ターゲット別の導線設計を行い、迷わず情報に到達できるページ構造とする。

オ 京都府保育人材マッチング支援センター、京都市保育人材サポートセンターの支援内容を紹介するコンテンツを制作する。

カ 資格取得・試験情報（受験方法、スケジュール、合格率）をまとめたコンテンツを制作する。

キ 実習前のヒント（現場の技、声掛け例、心構え等）をまとめたコンテンツを制作する。

ク 中高生向けの職業理解（ライフデザイン、育休・復帰の流れ等）のコンテンツを掲載する。

ケ 高校生向けの保育士養成校に関するコンテンツを掲載する。

コ 園利用者（保護者）の声を掲載する。

サ その他保育の魅力発信に繋がるコンテンツを実行委員会と協議の上、制作すること。

シ コンテンツは、可能な限りインスタグラムのコンテンツと連携して制作すること。

（※1）第三者評価とは、保育所等が提供するサービスの質について、事業者や利用者ではない公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的に評価する制度です。

社会福祉法に基づき、サービスの質の向上や改善点の把握を目的として実施されます。

（※2）きょうと福祉人材育成認証制度とは、人材育成や働きやすい職場づくりに積極的に取り組む福祉事業所を、京都府が認証する制度です。

福祉業界が若者にとって安心して働ける場であることを「見える化」し、人材確保・定着を図るために創設されたものです。

（6） 掲載情報の更新等について

ア 掲載情報の変更や新たなイベント・研修の開催情報がある場合には、実行委員会と協議の上、その都度、更新を行うこと。

イ 保育園・認定こども園一覧の情報の更新については、年1回以上一括更新を行うこと。

ウ その他、更新や軽微な改修等について必要な事項は、実行委員会と協議するものとする。

(7) サーバ移行について

ア 令和8年4月1日からの業務着手に際し、令和7年度と受託者が異なる場合は、適切に令和7年度受託者から業務を引き継ぐこと。

イ 本契約期間の終了後に受託者が変更となる場合は、契約終了までに次の受託者へ適切に業務を引き継ぐこと。

6 業務の内容（インスタグラム）

(1) インスタグラムへの投稿内容等

ア 保育士・保育所の魅力発信動画

保育士として働くことの魅力、感動を発信することで保育士就職へのきっかけ作り、イメージと現実とのミスマッチによる離職を防ぐために、以下の要領により情報発信を行う。

(ア) コンテンツには、以下の情報を盛り込む。

- ・保育士を目指す人全般向けに、保育士として働くこと自体の魅力（感動、達成体験、やりがい等）や、実際の仕事現場の様子が伝わる内容
- ・保育現場での実体験（保育士の言葉、子どもの日常の瞬間）を通した「心の成長」や「気づき」を伝える内容

(イ) コンテンツの作成にあたっては、受託業者自身で各施設を訪問し、動画撮影や素材収集をし、編集までを行う。

(ウ) 撮影先の施設については、掲載スケジュール等を踏まえて、実行委員会と協議の上、選定する。

(エ) 投稿回数や投稿形式（フィード・リール、動画・イラスト）は実行委員会と協議の上決定する。

(オ) 動画の長さについては、内容により工夫する。

（例：インタビュー動画 1分、現場の様子・日常等の内容：5～15秒）

(カ) 動画の素材収集については、実行委員からも可能な範囲で提供・協力を行う。

(キ) 投稿にあたっては、個人情報等に十分留意する。

イ 保育士に関する疑問に答えるコンテンツ

学生、求職者の他、学生の保護者に対して保育士という職業に対してポジティブなイメージを持ってもらうことを目的に以下の要領により情報発信を行う。

- (ア) インスタグラム上で募集した、保育士を目指す学生や潜在保育士からの質問や悩み、または、一般的に疑問とされやすい事項に回答するコンテンツの編集を行う。
- (イ) 質問への回答は現場の保育士の他、内容によっては園長や経営者から収集し、発信する。
- (ウ) 投稿回数や投稿形式（フィード・リール、動画・イラスト）は実行委員会と協議の上、決定する。

ウ その他保育の魅力発信に繋がるコンテンツ
実行委員会と協議の上、制作すること。

エ 投稿全般

- (ア) 投稿は、「京都保育の魅力発信キャンペーン実行委員会」の専用のインスタグラムアカウント（hoinvi.kyoto）にて行う。
- (イ) 投稿内容についてはあらかじめ実行委員会と協議の上、決定するとともに、実際の投稿に際しては委員会の承認を得た上で行う。
- (ウ) 投稿頻度は月 2～5 回程度とする。
- (エ) 効果的なハッシュタグをつけたり、投稿の時間帯を分析しながら多くの人に見てもらえる投稿とするよう工夫する。
- (オ) 投稿内容は全体に統一感が出るようにし、対象としている学生や潜在保育士等が興味を持ちやすい構成とする。
- (カ) 保育士等を目指す人に必要な情報やイベントの情報等については、随時ストーリーズを活用し掲載することとし、掲載内容はハイライト機能に残すなど、掲載後も情報が閲覧できるようにする。
- (キ) 取材時の園の様子や雰囲気等、随時ストーリーズ等も活用しながら投稿することにより、活発なアカウント運営を行う。
- (ク) 新着情報については都度ストーリーズに掲載し、閲覧を促す。

7 ウェブサイト、インスタグラム共通事項

(1) ウェブサイト、インスタグラムの連携等

- ア コンテンツ制作にあたっては、ウェブサイトとインスタグラムの連携を図り、効率的に実施し、各媒体の特徴に応じた発信を行う。
- イ SEO 対策を意識し、保育士に興味がある人が必要とする情報を発信する。
- ウ 中高生、養成校の学生、潜在保育士、学生の保護者等、ターゲットを意識したコンテンツ内容とする。

(2) 広報

- ア ウェブ広告やインスタグラム広告等を活用し、対象とする層に広報を展開し、ウェブサイト、インスタグラムの認知度を上げる。
- イ 広報の実施方法については実行委員会と協議の上、決定する。

(3) 情報分析

- ア 毎月、インスタグラムのアクセス数やフォロワー、どの投稿にどのような層からの反応があったかや、ウェブサイトアクセス数など分析し、中間基本指数・最終基本指数に向けた達成状況も含めて実行委員会に報告する。
- イ 投稿されたコンテンツの分析をし、どのような人がどれだけ見ているか、どのコンテンツへの反応が良いか等毎月分析結果を実行委員会に報告し、協議する。

8 事業の運営方法

実行委員会の構成メンバーによる打合せ会議を随時開催するなどにより、投稿の内容や広報の方法について、実行委員会の意見を反映した上で、実施する。

9 事業実績報告

事業終了後、実績報告として、委託業務の内容及び成果に関する報告書をまとめ、紙(A4版)及び、電子媒体で提出する。

10 留意事項

- ア 成果品の所有権、著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、利用権は、実行委員会に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- イ ウェブサイト、インスタグラムは、情報が拡散されることを目的としているため、受託者は、著作者人格権は行使しないことを原則とする。
- ウ 同様の目的で、受託者は、他の媒体で掲載・転載される可能性があることについて取材先へ承諾をとることとする。
- エ 本業務でカメラマン・イラストレーターが提供した著作物(写真、動画、イラスト等)については、実行委員会の事業で活用するため、著作物の利用について受託者において利用、加工、編集の許諾をとった上で納品すること。
- オ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、実行委員会の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、実行委員会に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければ

ならない。

カ この業務仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は実行委員会と協議を行う。